

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年6月30日

横 手 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				横手市平鹿町浅舞地先 外	無	令和5年度 ～ 令和9年度	浅舞地区活動組織
○				横手市平鹿町吉田地先 外	無	令和5年度 ～ 令和9年度	吉田地区活動組織
○				横手市平鹿町醍醐地先 外	無	令和5年度 ～ 令和9年度	醍醐地区活動組織
○				横手市十文字町根木場集落地先 外	無	令和5年度 ～ 令和9年度	根木場農村環境保全会